

●札幌市公式ホームページ「各区避難場所等」

URL : https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/hinan/hinan_index.html

(区別に掲載されているため対象の区のページをご確認ください。)



【(参考) 札幌市公式ホームページ「各区避難場所等」掲載イメージ】

指定緊急避難場所兼指定避難所（基幹）一覧					
○：指定緊急避難場所である施設 ○※：危険区域に近接しているため、避難経路および周辺状況に注意してください ×：指定緊急避難場所の基準を満たさない施設 -：指定対象外の施設（対象とする災害が想定されない施設）					
施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無			
		洪水 災害	土砂 災害	地震 災害	大規模な 火事
山の手南小学校	山の手1条9丁目6-1	○	○	○	○
琴似中学校	山の手4条2丁目1-1	○	○	○	○
山の手小学校	山の手5条6丁目1-1	○	○	○	○
福井野小学校	福井6丁目11-1	○	○	○	○
福井野中学校	福井6丁目12-10	×	×	×	○
平和小学校	平和3条8丁目2-1	○	○	○	○
西園小学校	西野1条7丁目4-1	○	○	○	○
手稲東中学校	西野2条5丁目3-1	○	○	○	○
宮の丘中学校	西野3条10丁目9-1	×	×	×	○
手稲東小学校	西野4条3丁目7-1	○	○	○	○
西野小学校	西野8条4丁目4-1	○	○	○	○
西野第二小学校	西野8条7丁目1-1	○	○	○	○
西野中学校	西野8条7丁目5-1	○	○	○	○
手稲宮丘小学校	宮の沢3条2丁目1-1	-	○※	○	○
陵北中学校	二十四軒2条3丁目1-23	○	-	○	○
二十四軒小学校	二十四軒2条3丁目1-37	○	-	○	○
琴似小学校	琴似2条7丁目1-30	○	○	○	×
発寒南小学校	発寒2条4丁目1-1	○	○	○	○
発寒中学校	発寒5条7丁目1-1	○	-	○	○
発寒西小学校	発寒5条7丁目1-2	○	○	○	○
西区体育館	発寒5条8丁目9-1	○	○	○	×
西小学校	発寒7条13丁目2-1	○	○	○	○
発寒小学校	発寒10条4丁目1-62	○	-	○	○
発寒東小学校	発寒15条2丁目2-1	○	-	○	○
西陵中学校	発寒15条2丁目5-1	○	-	○	○
八軒西小学校	八軒3条西5丁目1-1	○	-	○	○
八軒小学校	八軒4条西1丁目1-8	○	-	○	○
八軒北小学校	八軒8条西6丁目1-1	○	-	○	○
八軒中学校	八軒8条西8丁目1-1	○	-	○	○
八軒東中学校	八軒2条東3丁目1-20	○	-	○	○
琴似中央小学校	八軒7条東1丁目1-1	○	-	○	○

【（参考）札幌市の避難所・避難場所】

●指定緊急避難場所（市立小中学校、区体育館、大規模な公園など）

指定緊急避難場所は、災害から身を守るため緊急的に避難する施設又は場所です。災害の種類ごと（洪水災害、土砂災害、地震災害、大規模な火事）に指定しています。

●指定避難所

指定避難所には、基幹避難所と地域避難所があります。

・基幹避難所（市立小中学校、区体育館など）

災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する施設です。

・地域避難所（地区会館、高校 など）

災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在し、基幹避難所を補完する施設です。状況に応じて開設し、一定期間後は基幹避難所に集約します。

●一時避難場所（公園、市立小中学校のグラウンド など）

地震発生時に避難が必要な場合、一時（いつとき）避難し身の安全を確保する場所です。又は地域で一時集合して安否確認等を行う場所です。市内のすべての公園が指定されています。

●「要配慮者二次避難所（福祉避難所）」（社会福祉施設など）

上記の一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための二次的な避難所で、バリアフリー化などの配慮がなされています。

札幌市では、福祉避難所について、「二次的な避難所」であり「要配慮者のための避難所」であることをわかりやすくするため、「要配慮者二次避難所（福祉避難所）」という名称としております。

開設にあたっては、災害発生後に「施設の入所者や利用者の安全確認」「建物の被災状況」「スタッフの確保状況」などを市が確認してから、市が施設を指定・開設し、移送を希望する方からの申し出等により、市が対象の方の移送の必要性を判断し、必要な設備が整った施設と受入調整したうえで移送します（災害発生から概ね3日目以降）。

よって、まずは、もよりの小中学校等の基幹避難所などに避難していただく必要があります、災害発生直後から、要配慮者二次避難所（福祉避難所）に直接避難することはできませんので注意が必要です。

(2) 対象者への説明、同意確認

シートの対象者への説明・同意確認にあたっては、ケアプランやサービス利用計画等にもとづく、定期的な訪問（モニタリング）等の機会をご活用いただいて構いません。

ア シートに関する説明

定期的な訪問（モニタリング）等の機会を利用して、対象者や家族へ説明いただくにあたっては、まず、下記についてご説明ください。

- ・ お身体の状況やご自宅のハザードの状況からシート作成の対象となっていること
- ・ シートの作成については、札幌市から協力依頼を受けて日ごろから担当している自分（福祉専門職の皆様）が作成をお手伝いすることになっており、本人や家族等から聞き取った情報をもとにして作成すること
- ・ 作成したシートや同意書は札幌市に提出すること

その上で、必要に応じて、作成啓発チラシ『札幌市「わたしの避難準備シート」作成のご案内』をご活用いただき、次のような内容を説明してください。

【シート作成にあたっての説明例】

- 「わたしの避難準備シート」とは、災害が発生した時に支援が必要な方一人ひとりに合わせて、「どこに避難するか」「どんな配慮が必要か」など、あらかじめ避難の方法をご自身や家族内で考えておき、記入しておくものです。
- シートの作成を通じて、防災意識を高め、日ごろの備えをすることで、災害時に円滑な避難ができるようにするために作成します。
- このシートは、災害時にお一人で避難することが難しい介護や障がいの程度が重い方で、災害発生危険度が高い地域にお住まいの方が作成の対象となっています。
- 札幌市では、あなたがシートを作成する対象者として選ばれており、札幌市を通じて、担当の事業所あてに作成の協力依頼があったものです。
- 作成を希望する場合には、あなたを日ごろから担当するケアマネジャーや相談支援専門員がシートの作成をお手伝いします。
- 作成したシートは、対象者本人の希望に応じて、相手方の了承が得られる範囲内で、家族やシートに記載のある緊急連絡先や避難支援者、福祉事業所の関係者に共有していただくことができます。

イ 作成及び関係機関への提供に関する同意確認

災害対策基本法上は、作成したシート（個別避難計画）に記載された情報は、災害時に避難支援を受けられる可能性を高めるため、平常時は対象者本人の同意がある場合には、札幌市を通じて、外部の関係機関（市の関係機関や災害時の避難支援に取り組む町内会といった地域団体等）に対し、避難支援の実施に必要な限度で提供することが可能となっています。

なお、災害時には個人情報保護よりも対象者本人の身体の安全の確保が優先されるため、対象者本人の同意がなくとも、札幌市から外部の関係機関に対し、シートに記載された情報を提供することが可能となっています。

「わたしの避難準備シート（個別避難計画）」の作成及び関係機関（市の関係機関や災害時の避難支援に取り組む町内会等の地域団体など）への外部提供については、災害対策基本法に基づき、本人又は代理人となる家族等（以下：家族等）の同意が必要となります。

また、シートの関係機関への外部提供については、災害時の避難の支援をお願いする方（避難支援者）ご自身の同意も必要となります。

（避難支援者の同意確認については、35ページを参照してください）

作成支援者は、「わたしの避難準備シート（個別避難計画）の作成・個人情報の提供に関する同意書」を対象となる方へ見せいただき、「1『わたしの避難準備シート』を作成すること」と「2 平常時から『わたしの避難準備シート』の情報を『関係機関』に提供すること」の2点について、本人又は家族等が同意することについて確認し、署名をもらってください。

<シートの作成に同意する場合>

同意書の記入後、本人又は家族等とシートの作成を進めていくようお願いします。

<シートの作成に同意しない場合>

同意・不同意にかかわらず、同意書は事務局に提出していただきますので、ご本人または代理人の方の署名をもらっていただきますようお願いいたします。

シートの作成は任意ですが、できるだけ作成に同意いただけるよう、日ごろから災害時のことを考えておくことが大切であることといった、シートを作成する趣旨や意義を丁寧に説明してください。

しかしながら、シートはあくまで本人の意向に沿って作成するものですので、説明をしても作成の同意を得られない場合は、今後、本人又は家族等がシートの作成を希望する場合は、申し出ていただければ、改めて作成する旨を伝えてください。

また、作成に同意をしない理由について、可能な範囲で聞き取りをお願いします。聞き取った理由については「わたしの避難準備シートの作成・個人情報の提供に関する同意書」に不同意の理由を選択・記入の上、札幌市に同意書を提出することによりお知らせください。

<シートの作成には同意するが関係機関への提供には同意しない場合>

平常時の外部の関係機関へのシートに記載された情報の提供についての同意は、シートの作成にあたり必須ではありませんので、作成に進んでいただいて構いません。

なお、災害時には個人情報保護よりも対象者本人の身体の安全の確保が優先されるため、対象者本人の同意がなくとも、札幌市から外部の関係機関に対し、避難支援の実施に必要な限度で、シートに記載された情報を提供することが可能となっていますので、この点についてご説明いただき、理解してもらった上で、シートの作成に進んでいただきますようお願いいたします。

<どちらでもない場合（作成の同意について一時保留する場合）>

「少し考えてから返答したい」など、本人又は家族等が判断に迷っている場合には、後日、あらためて対応する旨を伝え、その日の対応は終えていただいて構いません。本人又は家族等から回答があった場合や、後日訪問した際に、あらためて同意の確認を行っていただくようお願いします。

<シートを作成する対象者が同様の避難計画を作成していた場合>

対象者がお住まいの地域の町内会等が市から避難行動要支援者名簿情報の提供等を受け、災害時の支えあいによる避難支援に自主的に取り組んでいる場合などに、地域の方と一緒に作成した避難計画をお持ちの場合があります。

同意確認の際に、すでに避難計画をお持ちであることが判明した場合には、すでにお持ちの計画とは別にシートを作成することについて、同意の確認をとっていただくようお願いします。

(3) シートの作成

作成支援者は対象となる方の基本的な情報については、本人又は家族等から聞き取り確認します。事業所で作成済みのフェイスシートやアセスメントシート等についても、必要に応じて活用してください。また、確認した際に、事前に確認した内容と相違があった場合は、適宜修正をお願いします。

ア 「シートその1（災害時の避難情報）」

《平常時の外部への情報提供》

「わたしの避難準備シート（個別避難計画）の作成・個人情報の提供に関する同意書」で確認を行った、平常時の外部への情報提供に係る同意状況をチェック（あてはまる項目の口を■に変更、以下同じ）します。

《作成日》

「わたしの避難準備シート」の作成日の欄には、本人のご自宅へ訪問し聞き取りを行った日（複数回訪問した場合は、最後に訪問をした日）を記入します。

《本人基本情報》

・氏名 ・生年月日 ・連絡先(電話、FAX) ・年齢 ・性別 ・住所

事前に確認した内容に相違がないか確認の上、記入してください。

・医療的ケアの有無

医療的ケアの状況については、避難時のみならず避難後の生活を送る上でも重要な情報となります。

事前に確認している情報と相違ないか、あらためてご確認いただいた上で、チェックをお願いします。

《ハザードの状況、避難行動》

事前に確認したハザード状況に基づき、災害時にどのような「避難行動」をとるか、本人又は家族等の意向を聞きながら、災害毎（風水害時、地震時）の状況に応じて検討します。

・ 周辺のハザードマップの状況

ご自宅周辺のハザードマップの状況について、事前に確認した状況について、本人や家族へもお伝えいただき記入してください。

・ 避難場所候補（風水害、地震）

風水害（土砂災害を含む）、地震のそれぞれについて、避難場所の候補を決めて記入します。

事前に確認したお住まいの地域のもよりの避難所を本人や家族へお伝えしたうえで、身体状況等を考慮の上、避難場所の候補となる場所を検討します。

自宅外への避難が必要な場合は、地域の避難所の他、安全な場所（風水害の場合は、浸水想定や土砂災害の危険性の低い場所）にある親族宅や知人宅への避難も含めて検討してください。

また、本人が普段通所している施設等への避難（ショートステイの利用等）も含めて、ご検討ください。

なお、「避難」＝「難を逃れること」であり、必ずしも自宅を出て避難場所へ行くことだけが避難ではありません。風水害の場合や頑丈なお住まいに居住している場合には、在宅避難（浸水の場合には3階以上への垂直避難）も有効な「避難」になります。

本人の医療的ケアの必要性や、長距離の搬送が困難である場合等も考慮した上で、避難場所を検討してください。

災害時の状況に応じて、自宅にとどまり、在宅での避難を選択する場合、避難所への非常持出品と同様に、自宅で生活を送るための水や食料といった、備蓄が必要になります。災害時に備えて日ごろ

から備蓄しておく物資等について、あらかじめ本人・家族と話し合
って確認し、準備しておく、災害時の安心につながります。

・避難方法/避難経路（風水害、地震）

風水害（土砂災害を含む）、地震のそれぞれについて避難方法や
経路を決めておきます。

まず、風水害の場合には「警戒レベル」に合わせた避難行動を本
人や家族と話し合い、決めておきましょう。警戒レベル1・2は気
象庁が発表し、警戒レベル3「高齢者等避難」と警戒レベル4「避
難指示」は札幌市が発令します。

【（参考）避難情報 警戒レベル】

警戒レベル	避難情報	防災気象情報	状況や必要な行動
5	緊急安全確保	大雨特別警報 洪水特別警報	災害発生またはひっ迫 直ちに身の安全を確保
4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	災害の恐れが高い 全員避難が必要
3	高齢者等避難	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報	災害の恐れあり 避難行動要支援者は避難を開始
2	－	氾濫注意情報 大雨・洪水注意報	気象状況の悪化
1	－	早期注意情報	今後気象状況悪化の恐れ

※札幌市では、洪水に係る避難情報については警戒レベル3「高齢者
等避難」が発令されるのは豊平川・石狩川・新川のみであり、その
他の河川については警戒レベル2の後、警戒レベル4「避難指示」
が直接発令されます。また、土砂災害の場合についても、気象の状
況によっては、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されず、掲載
レベル2から警戒レベル4「避難指示」が直接発令されることもあ
るため留意してください。

警戒レベル3「高齢者等避難」または警戒レベル4「避難指示」が発令（※）された際にスムーズに避難ができるよう、警戒レベル1、2の段階で、どのような準備をしておくか検討します。

<警戒レベルに合わせた避難行動の例>

警戒レベル1 避難支援者と連絡を取りながら自宅で待機
テレビやラジオ、HPで気象情報を確認

警戒レベル2 避難時の持ち物をまとめておき、避難先までの経路
や移動手段を確認

警戒レベル3・4 避難所の開設状況を「さっぽろ防災ポータル」で
確認（避難支援者が情報提供）し、避難を開始。

避難方法・避難経路の欄へは、本人の自宅から、本人又は家族等と話し合って決めた避難先まで誰が同行するか、どのように向かうかなどを記入します。

<避難方法／避難経路の記載例>

- ・避難には付き添いが必要なため、長男が付き添い、もよりの避難所である小中学校への避難を行う。（長男不在時は次男が付き添い）
- ・常時介護が必要で一般の避難所で過ごすことは難しいため、基本的には短期施設入所を利用する予定（施設と相談済）。施設による送迎が難しい場合には家族送迎を行う。仮に施設に空きがなければ、自宅（家族宅）の上階に垂直避難をする。
- ・ALS（筋萎縮性側索硬化症）の方で、基本的には在宅避難を想定し日ごろから非常用電源等を準備しておく。自宅に浸水や倒壊が予想される場合は、本人・家族が早めに担当医に連絡を取り、受け入れ先となる医療機関を探す。医療機関が見つからない場合、自家用車（リクライニング車椅子ごと乗れるもの）に避難する。

※ALS（筋萎縮性側索硬化症）など一時的に医療機関等への避難が必要な方は、警戒レベル2の注意報の段階で、関係機関との連絡調整を始めるのが望ましいです。

・避難時の共通事項（持ち物）

災害の状況に応じて、自宅を出て避難しなければならない場合に備え、最低限必要な持ち物を考え、記入しておきます。

記入欄が不足する場合にはもう1枚のシートを用意しそちらに記入するか、別紙に記入していただいても構いません。

【避難時の持ち物の例（非常持出品）】

- ☐ 飲料水（500ml×2 本程度など重くならない程度）
- ☐ 非常食やお菓子
- ☐ 衣類（防寒着、下着等）
- ☐ 薬、おくすり手帳
- ☐ 携帯電話
- ☐ 現金、健康保険証、身分証明書
- ☐ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- ☐ その他、身体状況に応じて必要なもの（おむつ、介護食）

また、避難時の持ち物は可能であればリュックサック等にまとめておき、いざというときに持ち出せるよう、本人・家族がわかりやすい場所に保管しておくようにし、家族内で共有しておくようにしましょう。

なお、避難をする際に持ち物が重すぎると、避難の移動に際に支障が出てしまいますので、実際に持ち歩ける分量を考えておくことが重要です。



・避難時の共通事項（配慮が必要なこと）

避難の際や避難所に行った後に配慮が必要となる事項について記入します。配慮が必要となる理由や必要とされる対応についてもあわせて記入しておきましょう。

【配慮が必要なことの記入例】

☐立つことや歩行が困難なため、介助が必要

☐音や声が聞こえないため、筆談でのコミュニケーションが必要

☐物が見えない(見えにくい)ため、移動時には手引き支援が必要

☐認知症の症状があり、危険なことが判断できない

☐避難所では、大勢の避難者といると、精神的に不安定になりやすい
ため、福祉避難スペース(30ページ参照)の利用を避難所の受付で
伝える。 など

※福祉避難スペースについて

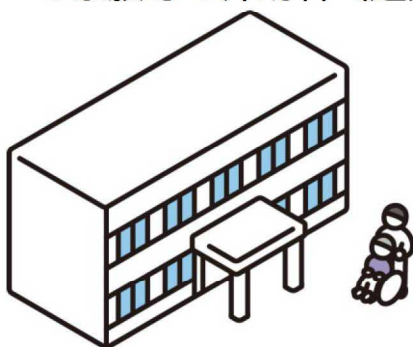
もよりの小中学校など一般の避難所の滞在スペース（体育館等）で過ごすことが難しい要配慮者のための専用スペース（空き教室やパーティション等で区切られたスペース等）です。本人の心身の状況に応じて、1人あたりのスペースを広く確保するほか、プライバシーの確保にも一定の配慮がなされます。

札幌市の避難所の運営において、要配慮者が避難してきた場合には、滞在場所等について、できる限りの配慮をすることとしています。（札幌市避難所運営マニュアルより）

利用を希望する場合は、避難所の受付でその旨を伝えましょう。

「移動が困難なのでトイレの近くの場所を希望したい」などといった身体状況に応じて必要となる配慮の要望があればその旨をあわせて伝えましょう。避難所内の状況に応じて、あくまで対応可能な範囲にはなりますが、慣れない避難所の中でも一定の配慮がなされることで、できるだけ安心して過ごすことにつながります。

なお、福祉避難スペースで過ごせる方は「家族等による医療的ケア（人工呼吸器の管理、気管切開部の処置、たん吸引、経管栄養等の医療行為）を受ければ生活が可能な方」となりますので、原則として家族等の介助者（避難支援者）が同行していることが必要です。



・避難場所までの移動

避難場所までの移動手段や支援が必要なことについて、あてはまるものにチェックを入れてください。

また避難時の移動にあたって、使用できる車があれば、だれが運転できるかも含めて確認の上、記入してください。

《避難支援者についての情報》

(避難支援者の) ・氏名 ・住所 ・本人との関係 ・電話番号
・平常時の外部への情報提供の同意 ・支援内容

「避難支援者」は、シートを作成する対象者への避難情報の伝達や持ち出し品の準備、避難所までの付添い、または避難支援者だけでは支援が困難な場合、近隣住民等への手助け等の依頼等の支援を行っていただく方です。

災害発生時に市の職員や消防、警察等の行政がご自宅を一軒一軒訪問して、個別に声掛けや避難の支援を行うことは非常に困難ですので、災害時の避難支援においては、避難支援者の方による支援が大きな力となります。

なお、このシートに避難支援者として記入された方については、災害時に必ず避難支援を行うことを義務づけるものではありません。災害時には避難支援者も被災者となる場合もありますので、まず、自分と家族の安全を確保した後、可能な範囲での支援を実施していただくこととなります。

そのため、避難支援者については事前に以下の点について、本人や家族等に理解をいただいた上で選定をするようにお願いします。

- 「わたしの避難準備シート」に記入した、避難支援者による災害時の支援は、避難支援者ご自身や、その家族の安全を確保した上で行われるものです。
- 災害時に避難支援者が何らかの事情により支援に駆け付けることができない場合や、避難支援者自身が被災される場合もあるため、必ず実施されることを義務づけたり保証するものではありません。
- 避難支援の結果について、避難支援者に法的な責任を負わせるものでもありません。
- あくまで災害時に円滑に避難することを目的にし、避難支援が受けられる可能性を高めるため選定するものです。

<「避難支援者」の選定>

避難支援者の選定にあたっては、まずは、シートを作成する対象者本人の状態や配慮が必要なことを一番把握されていると思われる、家族（同居、別居含む）や親族での対応を検討します。

また、家族・親族との物理的な距離や疎遠等の理由で支援が難しい、会える頻度が限定的である等の場合は、近所にお住まいの友人や知人も候補として考えられます。

なお、対象者に対し日ごろからサービス提供を行うために携わっている事業所等での対応が可能な場合はその旨を記入していただいても構いませんが、このシートの作成を通じて、事業所のみなさまに対して、シートを作成する対象者の災害時の避難支援すべての対応をお願いするものではないことをご承知おきください。